

# こんな消費者トラブルにご注意ください！

最近、郡上市内で多い事例を紹介いたします。トラブルに巻き込まれないよう、注意しましょう。

## ☑身に覚えのない

### 架空請求にご用心

突然、ハガキなどで、全く身に覚えのない料金の未納を通知してくる「架空請求」が後を絶ちません。これらは、何らかの名簿をもとに「確認通知書」「未納料金請求書」等の名称で、不特定多数の人に送り付けているものです。

裁判の通知は、ハガキでは来ません。このようなハガキは「無視する・放っておく」ことが一番の対処法です。

## 実際に郵送された架空請求のハガキ

最近では、公的機関や公益法人等を装い、料金未納で訴訟を起こされているため、至急連絡するよう迫るものが多くみられます。

ハガキに書かれている電話番号に連絡すると、脅迫されたり、個人情報を引き出されたりしますので、決して連絡はしないでください。

## ●対処法●

- ①あわてない
- ②連絡しない
- ③支払わない

## 消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)283 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行立合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年11月●日

法務省管轄支局 国民訴訟告知管理センター  
東京都千代田区霞が関3丁目●番●号  
取り下げ等のお問合せ窓口 03-6700-●●●●  
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

家族で情報を共有して、被害の未然防止に努めてください。

消費生活センター等を語る不審な電話やハガキにご注意ください。

消費生活センターや、これに類似した名称を語る者から不審な電話がかかってきた、自宅にハガキが届き、身に覚えのない料金の支払いを要求された、という相談が寄せられています。

語られた名称は「消費者センター」、「消費者相談センター」、「消費生活相談センター」、「消費

生活情報センター」など様々です。

「消費者庁からアドバイス」

消費生活センターは、消費生活センターに相談をしたことのない人に電話をかけた、ハガキを送ったりすることはありません。

消費生活センターの相談は無料であり、どのような名目でも、消費生活センターから消費者のみなさんにお金を請求することは絶対にありません。

連絡してきたのが本当に消費生活センターなのか、少しでも疑問や不安を感じたら、電話やハガキで指定された電話番号ではなく、消費者ホットライン「188」番にお電話ください。

「自分は絶対にだまされない」などと過信せず、「だまされているかもかもしれない」と疑ってみることも必要です。総務部総務課では、高齢者のみなさんを対象に、消費者トラブル防止講座を行っています。受講を希望される人はご連絡をください。

問 総務部総務課  
67・18832

## ◆ 多重債務無料相談会 ◆

～返しきれない借金にお困りの方へ～

開催日時 平成30年6月9日(土) 13:00~16:00  
平成30年8月18日(土) 13:00~16:00

会場 岐阜県民生活相談センター  
(岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館内)

相談対応 弁護士、司法書士等

相談方法 ①面接による相談(相談時間は、お1人30分で2日前までに電話予約が必要です。)

②電話による相談(開催日の相談時間内に058-277-1003へお電話ください。)

■予約・電話相談は、岐阜県民生活相談センター  
☎058-277-1003へ

## 困ったときには、消費生活相談窓口にご相談ください！！

岐阜県民生活相談センター ☎058-277-1003  
月～金曜日：午前8時30分～午後5時  
土曜日：午前9時～午後5時(電話のみ)  
※日曜・祝日・年末年始を除く。

郡上市役所総務部総務課 ☎67-1832ほか  
またはお近くの各振興事務所振興課  
月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分  
※土日・祝日・年末年始を除く。